

資源管理基本方針（くろまぐろ抜粋）

改正 令和2年12月28日農林水産省告示第2528号

（別紙2－1 くろまぐろ（小型魚））

第1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ（小型魚）

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム未満のものをいう。以下この別紙において同じ。

第2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

知事管理区分 4月1日から翌年3月末日まで

第3 資源管理の目標

中西部太平洋まぐろ類委員会（以下「WCPFC」という。）での合意に従い、以下のとおりとする。

1 暫定回復目標

歴史的な中間値（昭和27年（1952年）から平成26年（2014年）までの親魚資源量の中間値をいう。）

2 次期回復目標

若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント

第4 漁獲シナリオ

1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和6年（2024年）までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。

2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、大中型まき網漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号。以下「許可省令」という。）第2条第7号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）、かじき等流し網漁業等（かじき等流し網漁業（許可省令第2条第10号に掲げる漁業をいう。）及び東シナ海等かじき等流し網漁業（許可省令第2条第11号に掲げる漁業をいう。）をいう。以下同じ。）及びかつお・まぐろ漁業（許可省令第2条第12号に掲げる漁業をいう。以下同じ。）とし、それぞれの大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（小型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域（許可省令第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（小型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそ

れがなくなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

3 くろまぐろ（小型魚）かつお・まぐろ漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分においては、許可省令別表第2のかつお・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。）

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の15パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成22年（2010年）1月1日から平成24年（2012年）12月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、瀬戸内海に面する大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県並びに漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が0トンとなる都道府県に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータが北太平洋まぐろ類国際科学小委員会（以下「I S C」という。）による資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類及び各都道府県に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項の規定において定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（小型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（小型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告

の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの)

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項の規定において定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（小型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

(別紙 2 - 2 くろまぐろ (大型魚))

第 1 特定水産資源

特定水産資源の名称 くろまぐろ (大型魚)

特定水産資源の定義 くろまぐろのうち、30キログラム以上のものをいう。以下この別紙において同じ。

第 2 管理年度

大臣管理区分 1月1日から同年12月末日まで

知事管理区分 4月1日から翌年3月末日まで

第 3 資源管理の目標

WCPFCでの合意に従い、以下のとおりとする。

1 暫定回復目標

歴史的中間値 (昭和27年 (1952年) から平成26年 (2014年) までの親魚資源量の中間値をいう。)

2 次期回復目標

若齢魚の資源への加入水準が平均的であり、かつ、漁獲がないと仮定した場合の親魚資源量の20パーセント

第4 漁獲シナリオ

1 暫定回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和6年（2024年）までに、少なくとも60パーセントの確率で第3の1の暫定回復目標まで回復させる。

2 次期回復目標に係る漁獲シナリオ

親魚資源量を令和16年（2034年）又は暫定回復目標達成10年後のうちいずれか早い方までに、少なくとも60パーセントの確率で、第3の2の次期回復目標まで回復させる。

第5 大臣管理区分及び大臣管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

大臣管理区分は、大中型まき網漁業、かじき等流し網漁業等及びかつお・まぐろ漁業とし、それぞれ
の大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

1 くろまぐろ（大型魚）大中型まき網漁業

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

大中型まき網漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能

量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内

2 くろまぐろ（大型魚）かじき等流し網漁業等

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かじき等流し網漁業等

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

3 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（1月から3月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業（この管理区分から5の管理区分までにおいては、許可省令別表第2のかつ

お・まぐろ漁業の項に掲げる海域において総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船により行う漁業を含む。)

③ 漁獲可能期間

1月1日から同年3月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

4 くろまぐろ（大型魚）かつお・まぐろ漁業（4月から12月まで）

(1) 当該大臣管理区分に関する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 漁業の種類

かつお・まぐろ漁業

③ 漁獲可能期間

4月1日から同年12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

① 当該大臣管理区分における漁獲量の管理の手法は、漁獲量の総量の管理とする。なお、漁獲割当てによる管理に向けて、漁業者自身による自主的な取組として、試験的に船舶ごとに漁獲量を割り当てる手法を組み合わせた管理を行うものとする。

② 漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中（イに規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで

イ 農林水産大臣が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内

第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等

1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準

(1) 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分並びに国の留保

国の留保は、漁獲可能量の10パーセントを超えない数量とする。

都道府県及び大臣管理区分への基礎的な配分は、W C P F Cで合意された基準年の平均漁獲実績を基本として、近年の平均漁獲実績を勘案して配分するものとする。

(2) 大臣管理区分への配分の基準

大臣管理区分への配分にあつては、W C P F Cで合意された基準年（平成14年（2002年）1月1日から平成16年（2004年）12月末日まで）を基本として、近年の漁獲実績を勘案した割合で配分する。

(3) 都道府県への配分の基準

都道府県への配分にあつては、平成27年（2015年）4月1日から平成30年（2018年）3月末日までの漁獲実績を基本とした割合で配分する。

また、漁獲実績を基準として配分した場合に漁獲可能量が1トン未満となる都道府県に対しては、必要最小限の混獲管理のための漁獲可能量を配分し、配分量が20トン未満となる都道府県（近年漁獲実績がない都道府県を除く。）に対しては、混獲管理のための漁獲可能量を配分する。

(4) 資源評価に用いるデータの収集への配慮

経年の漁獲実績のデータがI S Cによる資源評価の指標の算出に用いられている漁業の種類に対しては、当該管理年度の国の留保から当該データの精度を担保するために必要な漁獲可能量を上乘せして配分することができる。

2 都道府県への配分方法

都道府県への配分方法については、配分する漁獲可能量を明示して行うものとする。

3 漁獲可能量の繰越分について

前管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、WCPFCで合意された繰越率を上限に繰り越すこととする。都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の未利用分のうち翌管理年度に繰り越せる数量の上限は、それぞれの都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の10パーセント（WCPFCで合意された繰越率が10パーセント未満の場合には、その率）とする。残りの漁獲可能量については、国が留保するものとする。

4 都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の超過分について

前管理年度で都道府県別漁獲可能量又は大臣管理漁獲可能量を超過した場合には、前管理年度終了後1月以内に超過量を確定し、当該管理年度の当該漁獲可能量を前管理年度における超過量を差し引いた量に変更する。この場合において、原則として超過量の全量を一括で差し引くこととし、一括で差し引くことができない場合には翌管理年度以降に分割で差し引くこととする。

5 国の留保からの配分について

国の留保分については、各都道府県及び大臣管理区分に配分するものとする。

第7 都道府県知事から農林水産大臣に報告する事項

1 都道府県知事は、漁獲割当管理区分にあつては、法第26条第2項の規定に基づき、陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日までに規則第16条第3項の規定において定める方法により、次の(1)から(5)までに掲げる事項について報告するものとする。

(1) 年次漁獲割当量設定者ごとの漁獲量

(2) 年次漁獲割当量設定者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(3) 漁獲割当管理区分

(4) 採捕に係るくろまぐろ（大型魚）を陸揚げした日

(5) その他参考となるべき事項（漁獲割当割合設定者がくろまぐろ（大型魚）について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合にあつては、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できるもの）

2 都道府県知事は、非漁獲割当管理区分にあつては、法第30条第2項の規定に基づき、規則第19条第3項において準用する規則第16条第3項の規定において定める方法により、当該管理区分における漁獲量の総量を次に掲げる期限までに報告するものとする。

(1) 当該管理年度中（(2)に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌々月の10日まで

(2) 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれがなくなつたと認めるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から5日以内

第8 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

該当なし。

第9 その他資源管理に関する重要事項

1 数量の明示について

くろまぐろ（大型魚）の数量管理においては、各管理区分において数量を明示するものとする。

2 大臣管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該大臣管理区分の漁獲量が当該大臣管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。